コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　Hitachi Capital Corporation

最終更新日：2015年4月1日
日立キャピタル株式会社
執行役社長　三 浦 和 哉
問合せ先：法務部　電話番号：(03)3503-2194
証券コード：8586
http://www.hitachi-capital.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスの基本は、企業価値向上のための最適な経営体制を確立することにあると考えております。そのため、以下のような体制を整備しております。

(1)会社の機関の内容

当社は、経営の監督機能と業務執行機能の分離により、現在及び将来直面する経営課題を迅速かつ適切に解決していくとともに、経営の透明性を高める経営体制として、委員会設置会社を採用しております。

取締役会は、2015年4月1日現在5名の取締役(内3名は社外取締役)で構成されており、原則として毎月開催し、法令、定款及び取締役会規則等に従い、経営の基本方針や重要な経営戦略等、経営における重要事項の意思決定を行っております。また、取締役会は執行役の選任を行い、その執行に関し適宜説明・報告を求め、業務の適正を確保するための体制をとっております。

取締役会には、指名・監査・報酬の3委員会を設置しております。監査委員会は通常毎月開催し、経営の妥当性及び適法性の両面から監査機能を担っております。また、指名・報酬の各委員会は必要の都度開催し、それぞれ、取締役選任議案の内容の決定、適正な役員の報酬等の決定を行っております。

業務執行においては、取締役会が選任した執行役(2015年4月1日現在10名)が、取締役会から委任された範囲で意思決定を行い各々業務を執行し、さらに重要事項について審議を行う執行役会を設け毎月開催しております。

(2)コンプライアンス態勢

当社グループをとりまく関連法令及び業界自主ルール等の社会規範を遵守し、コンプライアンスの実効性を確保するため、「コンプライアンス方針」を制定し、本社のコンプライアンス統括部署において、情報の収集、遵法体制の企画・立案・推進等を行うとともに、社員に対する遵法教育については、教育担当部署の策定する教育計画に則り、法務基礎教育や階層教育、専門知識教育を計画的に実施しております。

また、当社グループ従業員が、会社における違法または不適切な行為を会社または社外弁護士に通報できる「内部通報制度」を活用しております。

さらに、当社グループでは個人情報等の管理を徹底するとともに、割賦販売法、貸金業法等の各種業法など当社の事業に影響を及ぼす各法令について教育を徹底するなど、コンプライアンスの精神に基づき業務を遂行できる態勢を一層強化しております。

(3)リスクマネジメント態勢

当社グループにおけるリスクに対する基本的な管理方針及びその方法を明確にするため、「リスクマネジメント方針」を制定しております。

金融サービス業においては、事業等のリスクを正確かつ的確に把握し、適正な対応を行うことが重要かつ必須であると認識しており、当社グループの事業リスク、信用リスク、コンプライアンスリスクなど様々なリスクに総合的に対応することを目的として、本社にリスク統括部署を設置し、リスクマネジメント態勢の一層の強化を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日立製作所	68,378,420	54.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,129,300	4.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,577,500	4.47
株式会社日立ハイテクノロジーズ	2,325,604	1.86
野村信託銀行株式会社(投信口)	886,800	0.71
ビーシーエイチ ボストン カストディアン フォー ジャパン バリュー エクイティー コンセントレイティッド ファンド エイ シリー 620135	878,800	0.70
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	828,700	0.66
CBLDN STANDARD LIFE ASSURANCE LIMITED－PENSION FUNDS	763,300	0.61
日立キャピタル社員持株会	719,398	0.58
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	696,400	0.56

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	株式会社日立製作所 (上場:東京、名古屋) (コード) 6501

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、委員会設置会社を採用しており、個別の業務執行は執行役が行うことを原則とし、取締役会から委任された範囲内において執行役が経営の意思決定を行っております。重要事項については、執行役会において多面的な検討、審議を行うとともに、「取締役会規則」に従い所要の事項について取締役会への報告を行っております。これにより、経営の監督機能と業務執行機能の分離を図り、業務執行における経営判断の独立性を確保するとともに、牽制機能を働かせる体制としております。

また、会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針の一部として、親会社との取引は、事業上の制約を受けることなく、他取引先と同様の基本契約、市場価格によっており、適正取引を確保する旨を取締役会で決議しております。監査委員会は、会計監査人及び内部監査部門である監査室と定期的に会合を持つなど緊密な連携を保ち、内部統制システムの状況について説明・報告を受けるなど監視・検証を行い、その有効性を評価しております。

当社は、このようなガバナンス体制の下で、親会社のみならず広く株主全般の利益の確保に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社は株式会社日立製作所であり、当社議決権の58.51%(間接所有を含めると60.66%)を所有しております。当社と親会社とのコーポレート・ガバナンスにつきましては、日立グループとしての内部統制システムの整備運用、グループ監査の受入れ等を通じて、財務報告の信頼性及び業務の適正を確保しております。

当社の子会社に対しても各社の実情に応じ同様のガバナンス体制の整備に努めております。また、親会社との取引、子会社との取引は、事業上の制約を受けることなく、他取引先と同様の基本契約、市場価格によっており、適正取引を確保しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	5名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三 好 崇 司	他の会社の出身者		○									
津 田 晃	他の会社の出身者								○			
葛 岡 利 明	他の会社の出身者		○					○				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
三 好 崇 司	○	○			昭和45年に株式会社日立製作所に入社し、同社執行役副社長、日立グローバル・ストレージ・テクノロジーズ社取締役会長、株式会社日立システムアンドサービス執行役社長等を経て、再び株式会社日立製作所執行役副社長に就任の後、現在同社の取締役及び当社の社外取締役に就任しております。	経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識及び経理・財務に係る深い専門知識を有しております。これらに基づく経営判断力及び経営指導力に期待し、選任したものであります。当社の親会社の取締役でありますが、その他には特別な利害関係はなく、その経験と見識から執行役等の職務の執行を監督するに相応しい人材であると判断しております。
津 田 晃	○		○	○	昭和43年に野村證券株式会社に入社し、同社代表取締役専務、野村インベスター・リレーションズ株式会社執行役会長、日本ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役社長等を経て、現在当社の社外取締役に就任しております。 同氏が過去に執行役会長を務めた野村インベスター・リレーションズ株式会社及	経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識及び金融、資本市場に係る深い専門知識を有しており、これらに基づく経営判断力及び経営指導力に期待し、選任したものであります。同氏は独立役員の要件を満たしており、その経

					び現在取締役を務める宝印刷株式会社は当社の取引先でありますが、各社との取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	験と見識から執行役等の職務の執行を監督するに相応しい人材であると判断しております。
葛 岡 利 明		○	○		昭和53年に株式会社日立製作所に入社し、法務及びコンプライアンス担当を務めるとともに、現在同社の代表執行役執行役専務及び当社の社外取締役に就任しております。	経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識及び法務・コンプライアンスに係る深い専門知識を有しております。これらに基づく経営判断力及び経営指導力に期待し、選任したものであります。当社の親会社の執行役でありますが、その他には特別な利害関係はなく、その経験と見識から執行役等の職務の執行を監督するに相応しい人材であると判断しております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	3	1	1	2	社内取締役
報酬委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査委員会	3	1	1	2	社内取締役

【執行役関係】

執行役の人数	10名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
三 浦 和 哉	あり	あり	○	○	なし
木住野 誠一郎	なし	なし	×	×	なし
小 島 喜代志	なし	なし	×	×	なし
川 部 誠 治	なし	なし	×	×	なし
戸 沢 広 則	なし	なし	×	×	なし
西 田 政 夫	なし	なし	×	×	なし
菅 原 明 彦	なし	なし	×	×	なし
片 岡 淳	なし	なし	×	×	なし
白 井 千 尋	なし	なし	×	×	なし
大 橋 芳 和	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

1.監査委員会の職務を補助すべき取締役は、当社の執行役又はその子会社の業務執行取締役若しくは使用人を兼務することができないものとします。
2.監査委員会の職務を補助すべき使用人は執行役の指揮命令に服さず、人事異動・懲戒を行うときは事前に監査委員会の同意を得るものとし、人事評価・報酬等を決定するときは事前に監査委員会が選定する監査委員の同意を得るものとします。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な連携を保ち、会計監査人が把握した監査の実施結果、内部統制システムの状況及びリスクの評価等について説明を受け、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施しております。

また、監査委員会は、会社の業務及び財産の調査その他監査業務の遂行にあたり、内部監査部門である監査室と定期的な会合を持つなど緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するとともに、内部統制システムについての状況とその監査計画及び監査の実施結果の報告を受けております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格要件を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

執行役の報酬は、業績を加味しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
（個別の執行役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び執行役の報酬等の総額については、月額報酬、期末手当または業績連動報酬に区分して有価証券報告書、事業報告に記載しております。また、取締役については、社外取締役分を区分または内数表記して開示しております。
なお、当社は2008年3月31日をもって退職慰労金を廃止し、2008年4月１日以降の取締役及び執行役の報酬を月額報酬及び期末手当（執行役については、業績連動報酬）で構成することとしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

（1）方針の決定の方法
当社は、委員会設置会社に関する会社法の規定により、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針を定めております。

（2）方針の概要
取締役・執行役に共通する事項
経営状況及び前年度の支給実績を勘案し、当社役員に求められる能力及び責任に見合う報酬水準を設定します。

（取締役）
取締役の報酬は、月額報酬及び期末手当からなります。
月額報酬は、本人の経験・実績及び業務内容により、個別に決定するものとします。
期末手当は、月額報酬に一定の係数を乗じた額を基準として支払うものとしますが、会社の実績により増減することがあります。
なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しません。

（執行役）
執行役の報酬は、月額報酬及び業績連動報酬からなります。
月額報酬は、役位に応じた基準額に査定を反映して決定します。
業績連動報酬は、役位に応じて基準額を定め、業績及び担当業務における成果に応じて決定します。

【社外取締役のサポート体制】

取締役室を設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）業務執行の概要

当社は委員会設置会社であり、経営の意思決定は取締役会が行い、業務執行は執行役が行うことを原則とし、取締役会の決議により、会社法の許す範囲内において経営の意思決定事項を執行役に権限委譲しております。
執行役は、重要事項について多面的な検討、審議を行うための執行役会を毎月開催するとともに、「取締役会規則」に従い所要の事項について取締役会への報告を行っております。

(2)監査・監督の機能に係る事項
監査・監督につきましては、取締役の執行役に対する監督に加え、監査委員会による計画的・定期的な監査・監督を適法性及び妥当性の面からも実施しております。
監査委員会は、取締役会決議により選定された取締役3名(内2名は社外取締役、内1名は独立役員)で構成し、原則として毎月開催しております。 また、「取締役会規則」「監査委員会規則」及び「監査委員会監査基準」に従って、取締役及び執行役の会社運営が内部統制システムのもと適正に行われているかの監査を実施し、必要な助言・勧告も行っております。監査委員長である酒井健治氏は、長年にわたり株式会社日立製作所及び同社グループ会社において財務経理部門の要職を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また社外取締役である監査委員は、専門性を有した独立の立場で積極的な発言を行って、適切な内部統制の確保に努めております。なお、監査委員会の事務局として、取締役室に監査委員会の職務を補助すべき使用人をおいております。
内部監査部門である監査室は、事業本部、支店及び連結子会社等を対象に、経営監査、業務監査、検査を実施し、業務の改善及び業績向上のための助言・勧告を行っております。実施にあたっては、内部監査部門(監査室)35名に加え、その他専門スタッフも必要に応じて監査を行っております。

2013年度の当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名等は、次のとおりであります。

＜氏名および監査年数＞
指定有限責任社員 業務執行社員 辻　　幸一 (継続監査年数3年)
指定有限責任社員 業務執行社員 内藤　哲哉 (継続監査年数4年)
指定有限責任社員 業務執行社員 須藤　　謙 (継続監査年数2年)

＜所属する監査法人名＞
新日本有限責任監査法人

＜監査業務に係る補助者の構成＞
公認会計士16名、その他24名

監査委員会及び会計監査人は、監査の実施に際して内部統制部門から内部統制の状況を聴取するとともに、その監査の結果を内部統制部門に通知しております。 また、監査委員会は、定期的に内部統制部門の責任者から内部統制の状況を聴取しております。

(3)指名の機能に係る事項
取締役候補者につきましては、指名委員会が決定しております。指名委員会は、取締役会決議により選定された取締役3名(内2名は社外取締役、内1名は独立役員)で構成し、必要の都度開催しております。

(4)報酬決定等の機能に係る事項
取締役・執行役の報酬等につきましては、報酬委員会が決定しております。報酬委員会は、取締役会決議により選定された取締役3名(内2名は社外取締役)で構成し、必要の都度開催しております。報酬等の決定にあたっては、報酬委員会において定めた「取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針」に基づき、実施しております。

(5)社外取締役の役割・機能
社外取締役には、独立した立場で、執行役等の職務の執行を監督することを期待し、それに相応しい経験と見識を有する人材を選任しております。各社外取締役は、取締役会、指名・監査・報酬委員会等において、広く株主全般の利益の確保という視点を含め、活発な発言を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の監督機能と業務執行機能の分離により、現在及び将来直面する経営課題を迅速かつ適切に解決していくとともに、経営の透明性を高める経営体制として、委員会設置会社を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日以前に招集通知を発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した開催日の設定に努めております。直前事業年度に係る定時株主総会は、2014年6月26日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人である東京証券代行株式会社の「議決権行使ウェブサイト」において、パソコン、携帯電話からのインターネットによる議決権行使を可能としております。
その他	(1)招集通知発送日から株主総会開催日まで、当社ホームページにおいて招集通知を開示しております。 (2)臨時報告書において、賛否の票数も含めた議決権行使結果を開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	新聞・雑誌などのマスコミ関係者やアナリスト、機関投資家を対象とした決算説明会を4月、10月に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ(IR情報)において、決算短信、決算説明資料、株主通信、有価証券報告書、アニュアルレポート等を掲載しており、株主通信において社長メッセージ「株主の皆様へ」を掲載しております。また、決算短信、決算説明資料等については、当社のホームページにおいて、英語での開示も行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部(企画・広報グループ)が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では、社会の課題やニーズに貢献すべく、環境に配慮した風力や太陽光等の再生可能エネルギー事業や社会インフラ事業、さらには海外における新興国を中心とした経済成長需要に応える事業展開に注力しております。 また、社員及び家族によるビーチクリーン活動や、障がい者アーティスト支援、スポーツクラブへのスポンサー活動を通じた青少年育成支援活動等に取組んでおります。当社ホームページにてCSR活動のページを設け、「環境方針」「社会貢献活動」等について記載しているとともに、「CSR報告書」を掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社の重要情報を適時・的確に開示するとともに、株主・投資家との継続的な対話を行うことにより、信頼性を高め、企業価値の向上を図っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項＞

（1）監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
1.取締役会は、その決議により監査委員会の職務を補助すべき取締役を選定することができるものとします。
2.監査委員会を含む各種委員会の職務を補助するために、当社に取締役室をおき、取締役室に監査委員会の職務を補助すべき使用人をおくものとします。

（2）監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
1.監査委員会の職務を補助すべき取締役は、当社の執行役又はその子会社の業務執行取締役又は使用人を兼務することができないものとします。
2.監査委員会の職務を補助すべき使用人は執行役の指揮命令に服さず、人事異動・懲戒を行うときは事前に監査委員会の同意を得るものとし、人事評価・報酬等を決定するときは事前に監査委員会が選定する監査委員の同意を得るものとします。

（3）執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
1.監査委員会の選定する監査委員及び監査委員会の職務を補助すべき取締役は、執行役会ほか重要な会議に出席することができることとします。
2.執行役は、特に重要な事項を監査委員会及び監査委員会の選定する監査委員に報告しなければならないこととします。
3.取締役、執行役及び担当管理職その他の使用人は、監査委員会の要求があった場合には、監査委員会に出席し、必要な資料を添えて説明しなければならないこととします。また、前記監査委員会の選定する監査委員又は監査委員会の職務を補助すべき取締役の要求があった場合においても、同様の説明義務を負うものとします。

（4）その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1.監査委員会は、執行役及び重要な使用人から定期的に事業の状況について聴取を実施する機会を設けると共に、執行役社長、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を実施しております。
2.専門性を要する案件については、必要に応じ顧問弁護士、会計監査人に意見を求めることとしております。
3.監査委員会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領する他、必要に応じて監査実施状況の聴取を行います。また、会計監査人との監査契約は、監査委員会の事前承認を必要とするものとします。
4.監査委員会は、監査室と連携して、随時、子会社を含めた事業所等の往査を行い実態を把握しつつ、監査の実効性の向上に努めております。

＜執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備＞

（1）執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
執行役は、次に記載の経営管理システムを用いて、事業の推進に伴うリスクを継続的に監視し、執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保します。
1.重要事項につき多面的な検討、審議を行うための執行役会を設置しております。
2.取締役会における法定専決事項の他、コンプライアンス管理その他重要な意思決定事項について、取締役会、執行役の権限、責任を明確に定めております。
3.取締役会は、執行役の業務執行に関する重要な情報の報告を受け、これを確認する他、内部通報制度を活用しております。
4.反社会的勢力との関係を一切遮断し排除するため、基本方針を定め社内外に宣言するとともに、反社会的勢力に係る不祥事の未然防止と事案発生時の適正な対応を実現することとし、規則・体制等の整備と外部専門機関との連携を強化するなど管理・監視体制を構築します。

（2）執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1.執行役の職務執行に係る資料の保存及び管理は、社内規則に定めるところによるものとしております。
2.前記1.に定めのない資料で、監査委員会またはその選定する監査委員が一定期間保存するのが相当と判断した場合は、その都度、資料作成責任者に指示することとしております。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1.当社の事業推進に伴う損失の危険(以下、リスクという)の管理については、取締役会で決議した「リスクマネジメント方針」に従い、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行います。
2.リスクを統合的に管理するため、本社にリスク統括部署を設置し、各部署の取り組みについて進捗管理を行います。
3.リスク管理に係る活動状況及び全社的なリスクへの対応については、執行役会において横断的に検討しております。
4.新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる執行役を定めることとしております。
5.リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、別途定めた「リスクマネジメント規則」により対応し、取締役会に報告しなければならないこととしております。

（4）執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1.重要事項につき多面的な検討を行うため執行役会を設置しております。
2.執行役及び使用人が共有する長期的、中期的な目標、年度計画、予算を定め、この浸透を図っております。
3.この目標達成に向けて、各職務分掌を担当する執行役は、具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を定めております。
4.目標達成に係る各種情報を取り纏め、四半期業績等取締役会に定期的に報告しております。
5.これにより、取締役会は執行役に対して改善を促し、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築しております。

（5）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1.経営理念等について、執行役社長がその精神を使用人に伝えるとともに、書面で配布して、企業倫理の実践を周知徹底しております。
2.就業規則を社内情報共有システムに掲示し、使用人に周知徹底を図っております。
3.個人情報管理、輸出管理等、法令遵守活動を行う各種の組織を設置しております。
4.社内及び外部弁護士を窓口とする内部通報制度を導入し、使用人の法令違反等の不適切な行為について、情報収集に努めております。
本社コンプライアンス統括部署はその内容を調査し、再発防止策を担当部署と策定し、全社に徹底しております。
5.業法、消費者保護関連法令で定める一定の有資格者として適切な人材を確保・育成し、職能に応じ適正な人員配置を行っております。
6.業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施しております。

（6）当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
1.当社は、日立キャピタルとその子会社からなる日立キャピタルグループ共通の経営の基本方針を定め、モラル及びコンプライアンス意識の醸

成を図り、規則等を制定して、これに従った経営活動を行っております。
2.当社は、当社グループを取り巻く関連法令を遵守するため、方針及び管理規則等を定め教育を通じその実践に努めております。
3.当社は、自らの責任において健全な経済活動を妨げる行為や反社会的取引及び反社会的勢力による被害の防止、並びに個人情報及び営業秘密に関する情報の管理の適正化を実現し、当社グループに対してはその実情に合った指導を行うこととし、必要な規則等の整備にも努めております。
4.当社は、当社グループとしての効率的経営による企業価値の最大化と適法性の両立を目指し、社外取締役の派遣、役職員に対する法務教育等を実施するとともに、当社グループの内部監査については子会社も含め、定期的に監査を実施する体制を構築しております。
5.当社は、中期経営計画や年度予算につき当社グループと相互に情報を共有し、業績の管理を行っております。
6.当社は、会社経営管理の基本事項に関する業務につき、当社グループからの相談窓口を明確にし、必要に応じ指導に当たるなど、適正かつ効率的な業務が行える体制を構築しております。
7.上記の他、当社は、日立グループとしての内部統制システムの整備運用、グループ監査の受入れ等により、財務報告の信頼性及び業務の適正を確保しております。
8.親会社との取引、子会社との取引は、事業上の制約を受けることなく、他取引先と同様の基本契約、市場価格によっており、適正取引を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

（1）基本的な考え方

当社は、取締役会が決定した「経営の基本方針」において、「自ら進んで法と倫理に則って行動し、健全な社会の発展に寄与」することを掲げ、「反社会的勢力に対する方針」において、反社会的勢力との関係を一切遮断し排除することを明確にするとともに、「グループ会社経営基本方針」においても、当社グループにおける反社会的取引の禁止を定めております。

また、会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針の一部として、反社会的勢力との関係を一切遮断し排除するための管理・監視体制を構築する旨を取締役会で決議しており、現在、反社会的取引の防止のみならず反社会的勢力による被害の防止に取組むこととしております。

（2）整備状況

当社では、「反社会的勢力に対する方針」に基づき、「反社会的取引の防止に関する規則」を制定し、反社会的取引の防止に必要な管理体制及び手続について規定するとともに、当社グループ各社においても本規則に準じ体制整備に努めております。

本社各部署・事業本部の拠点ごとに「不当要求防止責任者」を配置し、また、本社内に反社会的勢力対応統括部署を設置し、体制の強化を図るとともに、自己検証と内部相互牽制を行い、自己規律をもって反社会的取引の防止に努めております。さらに、役員及び従業員に対し必要な教育を実施し、反社会的勢力排除の取組状況については、役員に対し定期報告を行っております。

方針・規則の周知徹底にあたっては、「コンプライアンス・マニュアル」等の啓発資料の配布や教育を実施するとともに、反社会的取引に至る主要類型を示すなどの注意喚起を行い、実効性の確保に努めております。

反社会的取引の防止に向けては、当局並びに関係団体との連携体制を構築しており、反社会的勢力に係る情報の収集・分析に努め、取引の際には相手方の調査を行い、必要に応じて株式会社日立製作所とも連携して対応しております。

また、反社会的勢力との取引を解消するため、契約書や取引約款へ反社会的勢力排除条項を導入・整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。

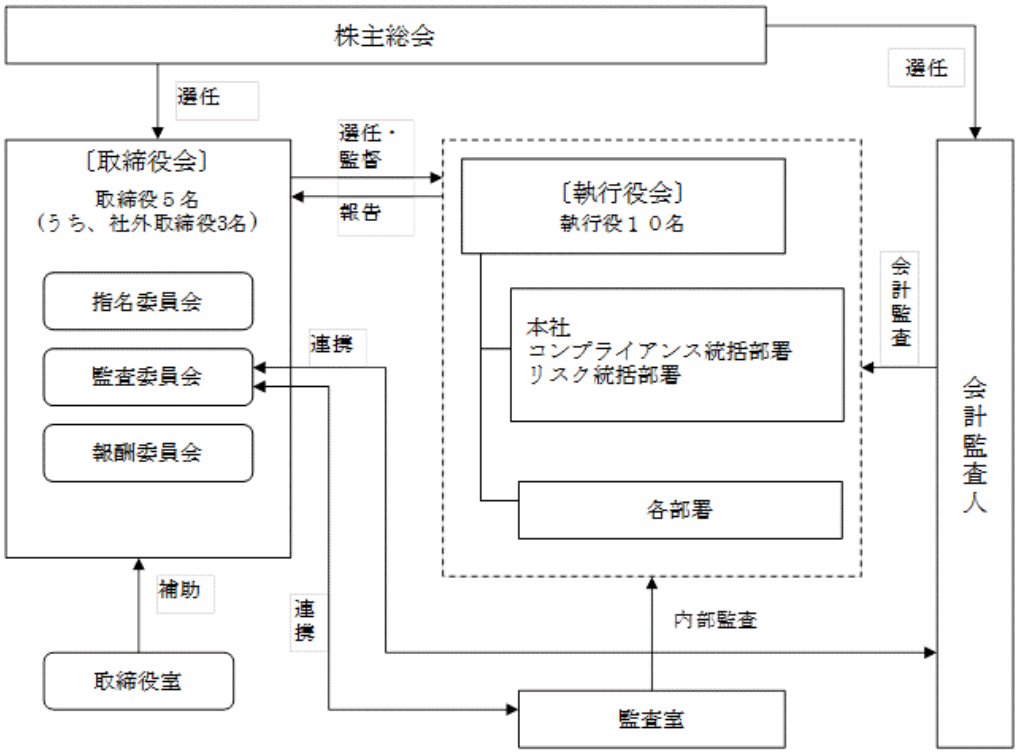
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めており、その概要は以下のとおりです。

金融サービス会社である当社にとって信用力と資金調達の多様化は最も重要なことであり、なかんずく資本市場からの評価と調達はその基本というべきものと考えております。
従って、当社は株式の上場を通じて投資家、株式市場から、将来の成長のための資本の提供をいただくとともに日々評価されることを通じて、より緊張感のある経営を実践することが、当社の企業価値増大のためにきわめて重要であると認識しております。
一方、「モノ」を専門とする金融サービスを標榜する当社は、親会社である株式会社日立製作所及び同社グループ各社が有する多業態の販売力や商品ルート等の経営資源を相互に有効活用することによりビジネスの基盤をつくり、さらに外延に展開させることによって、広く多方面の提携先やお客様のお役にたつことを目指し経営を進めております。
当社としては、これらの認識を踏まえ企業統治の体制確立や経営計画の策定に取り組み、親会社のみならず広く株主全般の利益の確保に努めてまいります。

当社は、2003年6月より委員会設置会社に移行し、経営のスピードアップと透明性の高い経営を目指しております。
また、当社及びグループ各社等に関する重要情報の開示については、開示内容の正確性を確保しつつ、迅速な公表を行うことに努めており、以下の体制により重要情報を適時・適切に開示しております。

重要な決定に関する情報、発生事実に関する情報及び決算情報等については、当該情報を管理する部門の管理責任者が開示担当部署に報告を行います。
また、グループ会社における上記情報等については、当該グループ会社を管理する部署が同様に報告を行います。
このような体制と手続を経て、開示担当部署は適時開示規則に基づいて、把握した情報の適時開示を行っております。
なお、上記情報は社内規則(情報開示及び内部者取引の管理に関する規則)に則って適正に管理されており、インサイダー取引の防止が図られております。


株主総会
選任
選任
〔取締役会〕
取締役５名
（うち、社外取締役3名）
指名委員会
監査委員会
報酬委員会
選任・
監督
報告
〔執行役会〕
執行役１０名
本社
コンプライアンス統括部署
リスク統括部署
各部署
会計監査
会計監査人
連携
補助
連携
内部監査
取締役室
監査室